

平成30年1月15日に提出した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について

平成30年4月

宮崎県監査委員

## 財政援助団体等を対象とした監査

### [ 出資団体 ]

#### (1) 公益財団法人宮崎県立芸術劇場

##### 【指摘事項】

- 県からの借受車両について、継続検査（車検）を受けずに運行していた。  
留意を要する。

##### 【講じた措置】

- 指摘を受け、当該財団では、再発防止策として次のとおり対応を行った。
  - ① 執務室内、車両ダッシュボード及び運行管理簿表紙に車両管理情報（車検満了日、法定点検日及び任意保険満了日）を表示した。
  - ② 職員研修において、全職員に公用車運転に対する自覚、交通法令の遵守・安全運転の徹底等を図った。
  - ③ 自動車等管理要綱を新設し、車両の適正管理及び安全運行等を再徹底することとした。

また、県では上記対応を確認するとともに、以下の措置を講じた。

- ① 執務室内に車両管理情報（車検満了日、法定点検日、任意保険満了日）を掲示するなど、公用車の適正な管理について徹底を図った。
- ② 車両の管理状況について、少なくとも四半期に1回は指定管理施設（県立芸術劇場）において指定管理者から聞き取り調査を行うとともに、車両運行管理簿等により管理状況を確認することとした。

#### (2) 一般社団法人宮崎県家畜改良事業団

##### 【指摘事項】

- 県からの借受車両について、法定定期点検整備を実施していないものが見受けられた。  
善処を要する。

##### 【講じた措置】

- 監査後、法定定期点検整備の実施を確認した。  
今後は、県に準じた車両管理カード及び車検・法定点検の計画実施状況表を整備するとともに、車両運行記録簿に法定点検日程を明記するなど適切な車両管理に努めるよう指導した。

#### (3) 一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター

##### 【指摘事項】

- 県からの借受車両について、法定定期点検整備を実施していないものが見受けられた。  
善処を要する。

##### 【講じた措置】

- 法定定期点検整備を行うよう指示し、点検が実施されたことを確認するとともに、車両の適正な管理に努めるよう指導した。

(4) 宮崎県道路公社

【注意事項】

- 「一ツ葉道路維持補修第21号但し、転落防止柵取替他工事」について、検査時期が遅れていた。  
留意を要する。

【講じた措置】

- 本件の遅れは、工事完成後の期間の計算において起算日の誤りがあったものである。今後は、宮崎県工事請負契約約款に基づき、組織的な進捗管理の徹底を図り、事務の遅れのないよう、適時適正な事務処理に努めるよう指導した。

(5) 一般社団法人宮崎県林業公社

【要望事項】

- 決算の状況を見ると、平成28年度末現在、約90億円の債務超過となっており、その額は前年度に比べ約4億5千万円増加している。  
また、県からの借入金等も約308億円に達しており、コスト削減等の経営改善に努めてはいるものの、依然として厳しい経営状況が続いている。  
このため、第3期経営計画（改訂計画）の目標達成に向け、その着実な取組を行うとともに、現在検討中の第4期経営計画においては、更なる経営改善を図り、県の財政負担が最小限に抑制されるよう一層の取組が望まれる。

【講じた措置】

- 林業公社では、平成24年3月に策定した第3期経営計画（改訂計画）に基づき、公社自身の経営努力による収入の増や、繰上償還等による利息の軽減などの経営改善に取り組んでおり、厳しい経営状況ではあるが、計画の始期である平成24年度以降、計画を上回る収益を確保するなど、概ね計画に沿った経営改善が進んでいるところである。

現在策定中の第4期経営計画においては、現行計画において効果の上がった経営改善策に引き続き取り組むとともに、作業路の積極的な開設等による収入の確保やコスト削減に努めるなど、更なる経営改善に向け、公社と一体となって計画の確実な実行を推進し、引き続き厳しい目をもって指導・監督を行っていくこととする。

[ 公の施設指定管理者 ]

(6) 宮交ショップアンドレストラン株式会社

【指摘事項】

- 宮崎県営国民宿舎高千穂荘の指定管理について、消防法に基づく防火管理上必要な業務が適正に行なわれていなかった。  
善処を要する。

【講じた措置】

- 指摘を受けた内容について、団体から説明を受けるとともに、防火管理者の新たな選任をはじめ、消防法に基づいた業務の改善を行ったことを確認した。  
今後は、適切な防火管理体制を整えるとともに、設備の点検結果に基づく迅速な対応と、対応結果を速やかに報告するよう指導した。